

## 議題第2号

施策等の実施にあたって、現行制度に具体的支障があるのか。

(区域区分制度の具体的課題点・改善点は何か。)

### 【論 点】

- 事務局において、別紙②(案)のとおり これまでに確認された区域区分に対する意見の要旨を整理したところである。意見は大きく下記の3の観点で分類することができる。
  1. 区域区分は、下記の観点から、桜川市を衰退させる要因となっているのではないか。
  2. 桜川市における区域区分による私権の制限は、下記の観点から、既にその正当性が無いのではないか。(桜川市において、区域区分を定める必要性はなくなっているのではないか。)
  3. その他
- これらの意見について、Ⅰ. 都市計画上の課題として採用できるのか、Ⅱ. 都市計画上の課題として採用できる場合には どのような対処方法が想定されるのか、検討されたい。
- なお、都市計画制度の見直しは、様々な分野に影響を与えると考えられる。特に、区域区分は、都市計画制度の根幹であり、これを廃止した場合の影響は多岐にわたると想定される。ついては、市の都市構造に与える影響をはじめ、計画的なインフラ整備や公共施策に与える影響など専門的議論を要するものを除き、制度上確実に影響が生じると予想される事項について、別紙③(案)のとおり 整理したので参考とされたい。

### 【参 考】

#### 区域区分制度評価・検証のプロセス

プロセス(1) 桜川市の目指す将来都市像とは何か。  
また、将来都市像を実現するための具体的施策等は何か。

プロセス(2) 施策等の実施にあたって、現行制度に具体的支障があるのか。  
(区域区分制度の具体的課題点・改善点は何か。)

プロセス(3) 具体的支障は、現行制度の運用の改善では対処できないのか。  
(地区計画制度・区域指定制度等では対処できないのか。)

プロセス(4) 桜川市において、真に望ましい都市計画制度とは何か。  
また、変更後の都市計画制度には、別の支障は生じないのか。